

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

18期(1964/昭和39年)

法曹として進むべき道を 模索した日々と充実した2年間



会員 倉内 節子 (18期)

1963年10月法務省に司法試験合格者の墨汁の名前を見た時から私の法曹への道は開かれた。大学卒業前で前途が開ける思いであった。翌年4月に、当時紀尾井町にあった司法研修所の門をくぐったことが昨日のこのように思い出される。

490名ほどの合格者のうち、女性は28名であった。10組のうち、1クラス2～3名であった。今から思うと隔世の感がある。修習前期と実務修習、修習後期と2年間に及んだ修習生時代は実務と理論と法曹としての倫理観の習得に明け暮れた。入所後豊島園で運動会があったが、受験勉強から解放されたかのようにみな心から楽しんだ。

時あたかも東京オリンピックで世の中はにぎわっていた。検察修習ではラジオに仲間と耳を傾けたこともあった。社会科見学として高崎の機関区で車掌の仕事を見学したり、妙高高原での宿泊付研修旅行も楽しかった。歌舞伎鑑賞もあった。解剖室研修もあり、男性が青い顔をして貧血模様に教室に戻ってきたのを見て私は欠席してしまった。栃木の女性刑務所見学では殺人犯の女性などの様子を見聞し、心がつぶれるような思いもした。

前期修習の刑事裁判官の自宅に仲間とお邪魔し、死刑判決を言い渡す朝はお経をあげるなどのエピソードもうかがうことができた。同教官は自宅の泰山木の白い花を教室に飾るなど行き届いた配慮をされた。この教官はクラスの雑誌の名前に「いわし雲」と名付け

られた。「いわし」が将来大海を泳ぐ魚になれと励ましてくれたのである。研修所での民事裁判での要件事実の修習は実務家になって大いに役立っている。

私は実習修習（東京）で、当初志望していた検察官への道ではなく、法曹として庶民と共に人権擁護、とりわけ労働者の権利の確立のため、労働弁護士の道を進むことにたどり着いた。そのきっかけは修習生の仲間とともに先輩の弁護士と憲法の学習会や労働争議の現場に出かけ、たたかう労働者と交流する機会があったからである。

他方、5～6人の仲間と英米判例研究会をもち、英語辞典などと皆格闘して判例の意味内容を討論した。

民事裁判修習は朝日訴訟の判決を言い渡した浅沼武裁判長であったり、家庭裁判所少年部修習では、かの著名な野田愛子裁判官の指導を受けた。裁判官志望は常に頭をよぎった。後期修習終了が近づくころ、裁判官志望者の裁判所側との面接を受けた時、「裁判官は転勤が多く、結婚しても大丈夫？」などと聞かれ、当時女性の自立、仕事を真剣に考えていた私はこのような質問を受けたことで裁判官志望は完全に捨てた。20代前半から50代という年齢の幅を超えて2年間の修習生時代は、良き師、良き友に恵まれた法曹の卵としての充実した日々であった。

1年間、しかも貸与制という現在の修習生には想像もできないことと思う。